宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目次

ページ

訓令甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令　（人事課）　一
○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令　（同）　二
○職員服務規程の一部を改正する訓令　（行政管理室）　六

企業局

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程　六

議会

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令　七

教育委員会

○事務決裁規程の一部を改正する訓令　七

人事委員会

○人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則　八
○人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則　八
○人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則　八
○人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則　九
○人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則　一〇
○人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則　一一
○人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則　一三
○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令　一六
○人事委員会の権限（給料等の支給）の一部委任の一部を改正する告示　一六
○人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示　一六
○人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任の一部を改正する告示　一六

訓令甲

○宮城県訓令甲第二十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事　村井　嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第一号中ワをカとし、トからヲまでをチからワまでとし、への次に次のように加える。

ト　部長の職又は所属の次長の職にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一各次長の専決事項の項中ヌをルとし、へからリまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

へ　所属の課長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一各課長の専決事項の項第一号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

ル　所属の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一各課長補佐（総括担当）の専決事項の項第一号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ　課員（所属の課長に相当する職にある者及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある者を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一総務部長の人事課に係る専決事項の項第四号中「）」を含む。」の下に「次号において同じ。」を加え、「及び介護休暇」を削り、同項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号

ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　本庁の部長に相当する職にある職員、本庁の次長及び課長の職にある職員（地方機関の所長以外の職を兼ねる者を除く。）並びに所長の職にある職員の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

別表第一人事課長の専決事項の項第三号中「にある職員を除く。」の下に「次号において同じ。」を加え、「及び介護休暇」を削り、同項中第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　職員の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

別表第一各所長の専決事項の項中第二十二号を第二十三号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　所長の職にある者及び所員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二十四号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

給　料　表

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	128,800	180,400	202,300	249,900	279,400
	2	129,700	181,900	203,700	251,100	281,300
	3	130,700	183,400	205,100	252,200	283,100
	4	131,600	185,000	206,400	253,400	284,900
	5	132,600	186,300	207,700	254,300	286,700
	6	133,600	187,800	209,100	255,600	288,600
	7	134,600	189,200	210,500	256,700	290,300
	8	135,600	190,600	211,900	258,000	292,100
	9	136,400	192,000	213,300	259,100	293,800
	10	137,400	193,200	215,000	260,200	295,600
	11	138,400	194,500	216,600	261,400	297,300
	12	139,500	195,600	218,000	262,600	299,100
	13	140,400	196,800	219,300	263,600	300,600
	14	141,400	197,900	220,800	264,700	302,400
	15	142,400	199,100	222,300	265,700	304,000
	16	143,400	200,200	223,600	266,700	305,500
	17	144,500	201,300	224,600	267,800	307,100
	18	145,700	202,400	225,400	269,000	308,700
	19	146,900	203,400	226,300	270,100	310,400
	20	148,100	204,400	227,300	271,000	312,100
	21	149,200	205,400	228,300	272,000	313,300
	22	150,400	206,500	229,800	273,200	314,700
	23	151,600	207,600	231,100	274,300	316,100
	24	152,800	208,600	232,200	275,300	317,700
	25	154,000	209,500	233,700	276,300	319,000
	26	155,600	210,400	235,000	277,400	320,500
	27	157,100	211,100	236,300	278,500	321,900
	28	158,600	212,000	237,600	279,600	323,300
	29	160,000	212,900	238,700	280,500	324,900
	30	161,500	214,200	239,900	281,600	326,100
	31	163,000	215,200	241,200	282,600	327,400
	32	164,500	216,100	242,400	283,600	328,600
	33	166,000	216,800	243,600	284,500	329,700
	34	167,800	218,000	244,900	285,400	330,600
	35	169,700	219,100	246,000	286,400	331,800
	36	171,500	220,300	247,200	287,600	332,900
	37	173,300	221,100	248,500	288,300	334,000
	38	175,000	222,300	249,700	289,200	335,100
	39	176,700	223,500	251,000	290,100	336,100
	40	178,400	224,600	252,300	291,000	337,100
	41	180,000	225,500	253,300	291,800	338,100
	42	181,400	226,700	254,600	292,800	339,100
	43	182,800	227,700	255,700	293,800	340,100

	44	184,300	228,900	257,000	294,700	341,100
	45	185,800	230,000	258,000	295,400	342,000
	46	187,200	231,100	259,100	296,300	343,000
	47	188,600	232,200	260,300	297,200	344,000
	48	190,000	233,200	261,300	298,100	345,000
	49	191,300	234,200	262,500	298,800	346,000
	50	192,500	235,300	263,700	299,400	346,900
	51	193,600	236,400	264,900	300,100	347,800
	52	194,800	237,600	265,800	300,900	348,600
	53	195,900	238,700	266,900	301,500	349,400
	54	197,000	239,700	268,000	302,400	350,200
	55	198,100	240,600	269,200	303,100	351,000
	56	199,300	241,400	270,400	303,800	351,700
	57	200,400	242,400	271,300	304,500	352,400
	58	201,400	243,500	272,400	305,200	353,200
	59	202,400	244,500	273,500	306,000	354,000
	60	203,400	245,400	274,500	306,700	354,700
	61	204,500	246,400	275,600	307,300	355,400
	62	205,400	247,300	276,700	308,000	356,100
	63	206,300	248,200	277,600	308,700	356,800
	64	207,200	249,100	278,700	309,400	357,500
再任用職員以外の職員	65	207,900	249,900	279,600	309,900	358,100
	66	208,700	250,700	280,400	310,400	358,600
	67	209,400	251,500	281,200	311,000	359,100
	68	210,200	252,200	282,000	311,600	359,600
	69	210,600	253,000	282,800	312,200	360,000
	70	211,200	253,600	283,600	312,600	
	71	211,500	254,100	284,400	313,100	
	72	212,100	254,600	285,100	313,600	
	73	212,400	254,800	285,900	313,900	
	74	213,000	255,200	286,600	314,400	
	75	213,600	255,700	287,500	314,900	
	76	214,400	256,200	288,300	315,300	
	77	214,600	256,700	288,900	315,500	
	78	215,300	257,100	289,400	315,800	
	79	215,800	257,700	289,900	316,100	
	80	216,400	258,200	290,300	316,400	
	81	217,100	258,500	290,700	316,800	
	82	217,600	258,800	291,100	317,100	
	83	218,200	259,100	291,600	317,400	
	84	218,900	259,400	292,100	317,700	
	85	219,500	259,600	292,500	317,900	
	86	220,100	259,800	293,100	318,300	
	87	220,600	260,100	293,700	318,600	
	88	221,300	260,400	294,300	318,800	
	89	221,800	260,600	294,600	319,000	
	90	222,400	260,800	295,100	319,300	
	91	223,000	261,200	295,600	319,600	

	92	223,500	261,400	296,000	319,900	
	93	223,900	261,700	296,400	320,100	
	94	224,400	262,100	296,900	320,400	
	95	224,900	262,400	297,400	320,700	
	96	225,400	262,700	297,900	320,900	
	97	226,000	262,900	298,200	321,100	
	98	226,500	263,200	298,600	321,400	
	99	227,000	263,400	299,100	321,700	
	100	227,500	263,700	299,600	321,900	
	101	227,900	264,000	300,000	322,100	
	102	228,500	264,200	300,400		
	103	229,100	264,500	300,700		
	104	229,700	264,800	301,000		
	105	230,100	265,000	301,300		
	106	230,600	265,200	301,700		
	107	231,100	265,500	302,200		
	108	231,500	265,700	302,600		
	109	231,700	266,000	302,900		
	110	232,100	266,300	303,300		
	111	232,600	266,600	303,700		
	112	233,100	266,800	304,000		
	113	233,400	267,000	304,200		
	114	233,900	267,300	304,500		
	115	234,400	267,500	304,800		
	116	234,900	267,700	305,000		
	117	235,200	268,000	305,200		
	118	235,600	268,300	305,500		
	119	236,000	268,600	305,800		
	120	236,400	268,900	306,000		
	121	236,800	269,000	306,200		
	122		269,300	306,500		
	123		269,600	306,800		
	124		269,900	307,000		
	125		270,000	307,200		
	126		270,300	307,500		
	127		270,600	307,800		
	128		270,900	308,000		
	129		271,000	308,200		
	130		271,300	308,500		
	131		271,600	308,800		
	132		271,900	309,000		
	133		272,000	309,200		
	134		272,400			
	135		272,700			
	136		273,000			
	137		273,100			
再任用職員		194,100	205,300	223,900	244,900	275,800

別表第四中

「

30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

」を

「

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35

」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この訓令は、平成二十八年十二月二十六日から施行し、改正後の単純労務職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十八年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号俸が改正前の単純労務職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。

3　この訓令の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

4　新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

○宮城県訓令甲第二十五号

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

企　業　局

○宮城県企業局管理規程第七号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県公営企業管理者　犬　飼　　章

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二局長の専決事項の項第一号ネ中「及び介護休暇」を削り、同号中ノをクとし、ナからヰまでをムからオまでとし、ネの次に次のように加える。

ナ　局長に相当する職にある職員、本局の次長及び課長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）並びに所長の職にある職員の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

ラ　局長の職にある職員及び本局の次長の職にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第二次長の専決事項の項中リをヌとし、ヘからチまでをトからリまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　本局の課長の職にある職員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第二各課長の専決事項の項第一号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ　本局の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある職員（地方機関の職を兼ねる職員を除く。）及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある職員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第二公営事業課長の専決事項の項第一号ホ中「及び介護休暇」を削り、同号中レをソとし、ヘからタまでをトからレまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　職員（本局の課長（これに相当する職（本局に置かれる職に限る。）を含む。）以上の職にある職員及び所長の職にある職員を除く。）の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

別表第二各課長補佐（総括担当）の専決事項の項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、

ロの次に次のように加える。

ハ　課員（所属の課長に相当する職にある職員及び課長補佐（総括担当）の職又は技術補佐（総括担当）の職にある職員を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第二各所長の専決事項の項第一号中ヌをルとし、ヘからリまでをトからヌまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　所長の職にある職員及び所員の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

附　則

この管理規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

議　会

○宮城県議会訓令甲第六号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県議会議長　中　島　源　陽

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年三月二十六日宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「及び第二十号から第二十二号」を「、第十四号及び第二十二号から第二十四号」に改め、同条第六号中「及び第十四号」を「、第十一号及び第十六号」に改め、同条第十号中「及び介護休暇」を削り、同条中第二十四号を第二十六号とし、第十四号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「第十五号から第十九号」を「第十七号から第二十一号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一　局長に相当する職又は次長若しくは課長の職にある者の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

十二　局長又は次長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

第七条の二中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　課長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

第八条第二項第三号中「第十五号及び第十六号」を「第十号、第十七号及び第十八号」に改め、同項第五号中「及び介護休暇」を削り、同項中第二十三号を第二十五号とし、第二十号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「異議申立書」を「審査請求書」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十八号を第二十号とし、第十五号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「（課に置かれる職に限る。）」を削り、同号を同項第十六号とし、同項中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第九号から第十三号」を「第十一号から第十五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六　職員の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

七　課長に相当する職（課に置かれる職に限る。第十六号において同じ。）又は課長補佐（総括担当）の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

第八条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「（課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者又は課長補佐（総括担当）の職にある者を除く。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　職員（課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者及び課長補佐（総括担当）の職にある者を除く。次号及び第三号において同じ。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第八号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県教育委員会
教育長　髙　橋　仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第一号16を同号18とし、同号10から15までを同号12から17までとし、同号9の次に次のように加える。

10　介護休暇の承認の一部の取消し

――

(1)　課長	教育次長
(2)　課長以外の所属職員	課長
11　介護時間の承認及びその取消し（一部の取消しを含む。）	
(1)　課長	教育次長
(2)　課長以外の所属職員	課長

別表第一第二号の表第四号2及び別表第一第四号の表第二号4中「承認」を「指定期間の指定並びに承認及びその取消し」に改める。

別表第二第一号の表第一号12中「承認」を「指定期間の指定並びに承認及びその取消し」に改め、同号21を23とし、同号13から20までを同号15から22までとし、同号12の次に次のように加える。

13　介護休暇の承認の一部の取消し	所長等
14　介護時間の承認及びその取消し（一部の取消しを含む。）	所長等

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則七―〇―十八

人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―〇（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「第十七条第三項」の下に「若しくは第十七条の二第三項」を、「第十五条第三項」の下に「若しくは第十五条の二第三項」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則七―十四―二十九

人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十四（期末手当）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第十三条」の下に「、育児休業条例第二十一条、職員勤務時間条例第十七条第三項若しくは第十七条の二第三項又は学校職員勤務時間条例第十五条第三項若しくは第十五条の二第三項」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則七―十五―三十四

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条　人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号中「第十七条」を「第十八条」に、「第十五条に規定する」を「第十六条の規定による」に改める。

第六条第一号中「百分の百六十」を「百分の百八十」に、「百分の二百」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

第二条　人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　職員勤務時間条例第十八条及び学校職員勤務時間条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第五条第三項中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第三条　人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「百分の百八十」を「百分の百七十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百十」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十九年一月一日から、第三条の規定は同年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の規則七―十五の規定（第五条第二項第七号の規定を除く。）は、平成二十八年十二月一日から適用する。

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則七―三十三―六十

人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中「36 36 37 38 39 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45」を「36 36 37 37 38 38 39 39 40 40 41 41 42 42 43」に改め、別表第七ニの表中「54 55 56 57 57 58 58 59 59 60」を「53 54 54 55 55 56 56 57 58 59」に、「66 66 66 66 66 67 67 67 67 67 68 68 68 68 68 69 69 69 70 70 70 71 71」を「65 66 66 66 66 66 66 67 67 67 67 67 67 68 68 68 68 68 68 69 69 70 70」に改め、別表第七ホの表中「32 32 32 33 34 35 36 37 37 38 38 39 39 40」を「32 32 32 33 33 34 34 35 35 36 36 37 38 39」に、「58 58 59 59 60 60 61 61 61 61 62 62 62 62 63 63 63 63 64」を「57 58 58 58 59 59 59 60 60 60 61 61 61 62 62 62 63 63 63」に、「38 38 38 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42 43 43 43 43」を「37 38 38 38 38 39 39 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42」に改め、別表第七チの表中「82 82 82 82 83 83 83 83 84 84 84 84 85 85 85 85 86 86 86 86 87 87 87 87 88」を「81 82 82 82 82 82 83 83 83 83 83 84 84 84 84 84 85 85 85 86 86 86 87 87 87」に改める。

別表第八の表中「大学院修学休業の期間」を

「

大学院修学休業の期間	
職員勤務時間条例第17条及び学校職員勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	

」に改め、

「

職員勤務時間条例第17条及び学校職員勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	1／2以下

」を削る。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第八の改正規定及び附則第五項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　この規則による改正後の規則七―三十三（以下「改正後の規則」という。）の規定（別表第七の改正規定に限る。）は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

3　平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の規則七―三十三（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

4　この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

5　改正後の規則別表第八の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則七―四十一―二十五

人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―四十一（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

期間の区分＼職員の区分	1項職員 1種	1項職員 2種	1項職員 3種	2項職員
	円	円	円	円
1年未満	413,800	368,000	308,000	35,100
1年以上　2年未満	413,800	368,000	308,000	33,100
2年以上　3年未満	413,800	368,000	308,000	31,100
3年以上　4年未満	413,800	368,000	308,000	29,100
4年以上　5年未満	413,800	368,000	308,000	27,100
5年以上　6年未満	413,800	368,000	308,000	25,100
6年以上　7年未満	413,800	368,000	308,000	23,100
7年以上　8年未満	413,800	368,000	308,000	21,100
8年以上　9年未満	413,800	368,000	308,000	19,100
9年以上　10年未満	413,800	368,000	308,000	17,100
10年以上　11年未満	413,800	368,000	308,000	15,100
11年以上　12年未満	413,800	368,000	308,000	13,100
12年以上　13年未満	413,800	368,000	308,000	11,100
13年以上　14年未満	413,800	368,000	308,000	9,100
14年以上　15年未満	413,800	368,000	308,000	7,100
15年以上　16年未満	413,800	368,000	308,000	
16年以上　17年未満	409,400	364,000	304,700	
17年以上　18年未満	405,000	360,000	301,400	
18年以上　19年未満	400,600	356,000	298,100	
19年以上　20年未満	396,200	352,000	294,800	
20年以上　21年未満	391,800	348,000	291,500	
21年以上　22年未満	372,400	331,100	277,700	
22年以上　23年未満	352,600	313,900	263,700	
23年以上　24年未満	333,300	297,200	250,200	
24年以上　25年未満	313,900	280,300	236,300	
25年以上　26年未満	294,400	263,400	222,600	
26年以上　27年未満	271,700	242,600	205,000	
27年以上　28年未満	249,500	222,200	187,900	
28年以上　29年未満	227,100	201,800	170,600	
29年以上　30年未満	204,300	181,000	153,000	
30年以上　31年未満	179,500	159,100	135,000	
31年以上　32年未満	154,600	137,200	116,700	
32年以上　33年未満	130,000	115,500	98,800	
33年以上　34年未満	91,900	83,600	72,800	
34年以上　35年未満	56,600	53,800	48,500	

備考
1　この表において期間の区分の欄に掲げる年数は，採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
2　この表において「１項職員」とは第２条第１項の職を占める職員を，「２項職員」とは同条第２項の職を占める職員をいう。
3　この表において「１種」とは第２条第１項第１号の職を占める職員を，「２種」とは同項第２号の職を占める職員を，「３種」とは同項第３号の職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―四十一の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則八―五―四十

人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八―五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「までの子」の下に「（条例第十条の二第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第二十三条第一項を除き、以下同じ。）」を加え、同項第三号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第八条の五中「第八条の二及び第八条の三」を「第八条の三及び第八条の四」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に、「条例第十条の二第二項に規定する条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「第八条の三第一項第一号」を「第八条の四第一項第一号」に改め、同条を第八条の六とする。

第八条の四を第八条の五とする。

第八条の三第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第八条の三第一項に次の一号を加え、同条を第八条の四とする。

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第十条の二第一項に

規定する職員に該当しなくなった場合

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める者）

第八条の二　条例第十条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第十一条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第十一条第一項に次の一号を加える。

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第十条の三第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十二条中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「条例第十条の三第四項に規定する条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第十五条第一項に次の二号を加える。

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第十条の三第二項又は第三項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十六条中「並びに同条第二項第一号及び第二号」を「から第五号まで及び第二項各号」に、「第十四条第一項から第三項まで及び第五項並びに前条第一項及び第二項中「第十条の三第二項又は第三項」とあるのは「第十条の三第三項」と、「第十四条第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中」を「第十四条第二項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「それぞれ公務の運営の支障の有無又は同項」と、同条第三項中「第十条の三第二項又は第三項」とあるのは「第十条の三第三項」と、」に改め、「、「これら」とあるのは「条例第十条の三第三項」と」を削る。

第二十三条第一項中「であって職員と同居しているもの」を「（第二号及び第三号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第一号中「、配偶者の祖父母」を削り、「、兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者」を「及び兄弟姉妹」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者

第二十三条第三項及び第四項を次のように改める。

3　条例第十七条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者に対し申し出なければならない。

4　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第二十三条に次の四項を加える。

5　職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

6　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7　第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8　指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第二十三条の次に次の二条を加える。

第二十三条の二　介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十三条の三　介護時間の単位は、三十分とする。

2　介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第二十六条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十七条第一項」の下に「又は第十七条の二第一項」を加える。

第二十八条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇を請求しようとする」を加え、「条例第十七条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第二十九条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第六十五号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、職員勤務時間条例第十七条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を任命権者に対し申し出なければならない。

3　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4　改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者に対し申し出なければならない。

5　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6　附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第二項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり規則八―五第二十六条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7　附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会

委員長　小　川　竹　男

○人事委員会規則八―六―三十八

人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八―六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「までの子」の下に「（条例第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第二十一条第一項を除き、以下同じ。」を加え、同項第三号中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第六条の五中「第六条の二及び第六条の三」を「第六条の三及び第六条の四」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に、「条例第八条の二第二項に規定する条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「第六条の三第一項第一号」を「第六条の四第一項第一号」に改め、同条を第六条の六とする。

第六条の四を第六条の五とする。

第六条の三第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　当該請求をした学校職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第六条の三第一項に次の一号を加え、同条を第六条の四とする。

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした学校職員が条例第八条の二第一項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（条例第八条の二第一項の人事委員会規則で定める者）

第六条の二　条例第八条の二第一項の人事委員会規則で定める者は、児童福祉法第六条の四第二項に規定する養育里親である学校職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない学校職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第九条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三　当該請求をした学校職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第九条第一項に次の一号を加える。

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした学校職員が条例第八条の三第一項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第十条中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「条例第八条の三第四項に規定する条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第十三条第一項に次の二号を加える。

四　当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五　第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした学校職員がそれぞれ条例第八条の三第二項又は第三項に規定する学校職員に該当しなくなった場合

第十四条中「並びに同条第二項第一号及び第二号」を「から第五号まで及び第二項各号」に、「第十二条第一項から第三項まで及び第五項並びに前条第一項及び第二項中「第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「第八条の三第三項」と、「第十二条第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中」を「第十二条第二項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「それぞれ公務の運営の支障の有無又は同項」と、同条第三項中「第八条の三第二項又は第三項」とあるのは「第八条の三第三項」と、」に改め、「、「これら」とあるのは「条例第八条の三第三項」と」を削る。

第二十一条第一項中「であって学校職員と同居しているもの」を「（第二号及び第三号に掲げる者にあっては、学校職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第一号中「、配偶者の祖父母」を削り、「、兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者」を「及び兄弟姉妹」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者

第二十一条第三項及び第四項を次のように改める。

3　条例第十五条第一項に規定する学校職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を任命権者等に対し申し出なければならない。

4　任命権者等は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するもの

とする。

第二十一条に次の四項を加える。

5　学校職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者等に対し申し出なければならない。

6　任命権者等は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7　第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者等は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十四条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8　指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二　介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十一条の三　介護時間の単位は、三十分とする。

2　介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第二十四条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十五条第一項」の下に「又は第十五条の二第一項」を加える。

第二十六条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇を請求しようとする」を加え、「条例第十五条第一項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

第二十七条の見出し中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

2　学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第六十七号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する学校職員の申出は、学校職員勤務時間条例第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を同条例第四条第一項に規定する任命権者等（以下「任命権者等」という。）に対し申し出なければならない。

3　任命権者等は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4　改正条例附則第二項に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を任命権者等に対し申し出なければならない。

5　任命権者等は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6　附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者等は、それぞれ、平成二十九年一月一日から

附則第二項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第三項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり規則八―六第二十四条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7　附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

○宮城県人事委員会訓令第七号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和五十年宮城県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一次長の項中リをヌとし、ホからチまでをへからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　課長の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一課長の項第一号ヌ中「及び介護休暇」を削り、同号中ウをノとし、ルからムまでをワからヰまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル　課員の介護休暇の指定期間の指定並びに介護休暇及び介護時間の承認並びにそれらの承認の取消し

ヲ　課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者及び課長補佐（総括担当）の職にある者の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

別表第一課長補佐（総括担当）の項第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　課員（課長に相当する職にある者及び課長補佐（総括担当）の職にある者を除く。）の介護休暇及び介護時間の承認の一部の取消し

附　則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○人事委員会告示第七号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二十七年人事委員会告示第八号（人事委員会の権限（給料等の支給）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

一　「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第八十四号）」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第六十四号）」に改める。

二　この告示の効力の発生する日

平成二十八年十二月二十六日

○人事委員会告示第八号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成七年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

一　二の(十五)中「第二十三条第一項第二号」を「第二十三条第一項第三号」に改め、同(十七)を同(十八)とし、同(十六)を同(十七)とし、同(十五)の次に次のように加える。

(十六)　規則八―五第二十八条第二項に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定める期間について定めること。

二　この告示の効力の発生する日

平成二十九年一月一日

○人事委員会告示第九号

人事委員会は、人事委員会規則二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平

成十四年人事委員会告示第九号（人事委員会の権限（学校職員の勤務時間等の基準等）の一部の委任）の一部を次のように改正した。

平成二十八年十二月二十六日

宮城県人事委員会
委員長　小　川　竹　男

一　二の(十六)中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項第三号」に改め、同(十八)を同(十九)とし、同(十七)を同(十八)とし、同(十六)の次に次のように加える。

(十七)　規則八―六第二十六条第二項に規定する人事委員会が定める場合及び人事委員会が定める期間について定めること。

二　この告示の効力の発生する日
平成二十九年一月一日